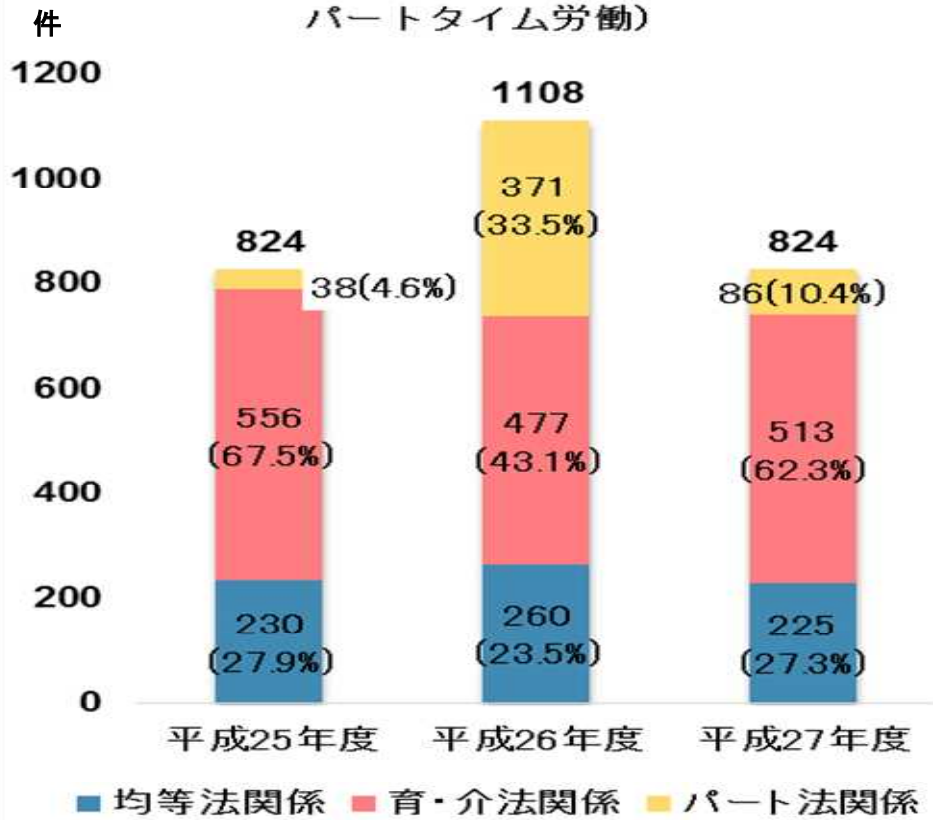
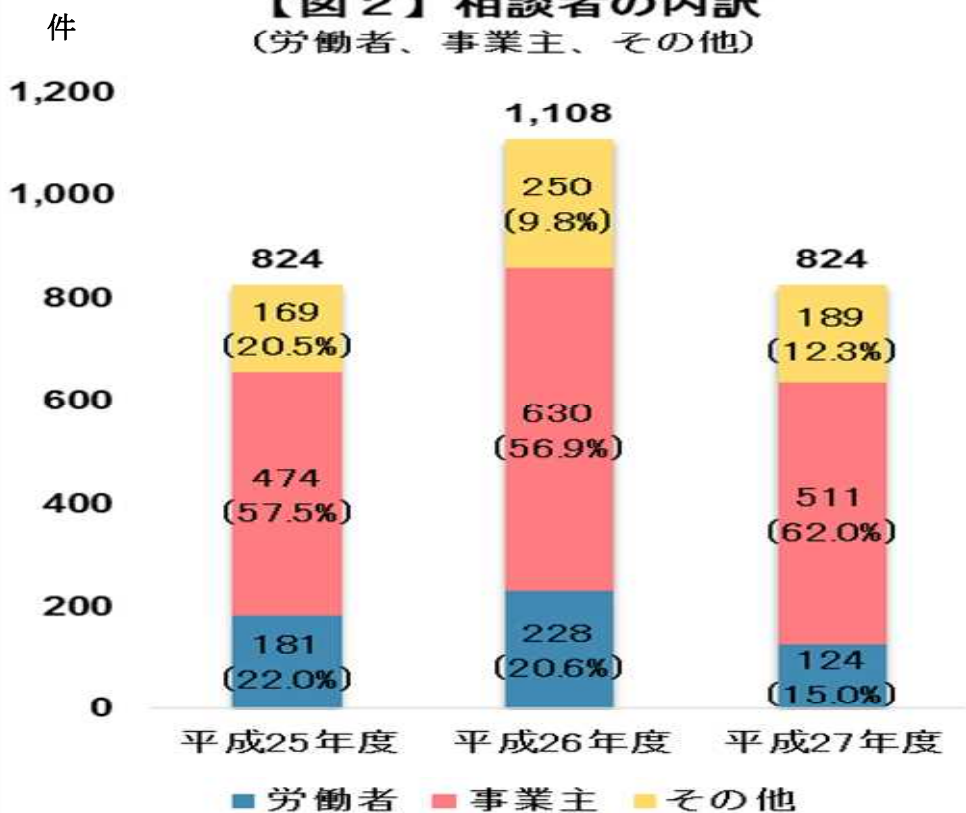


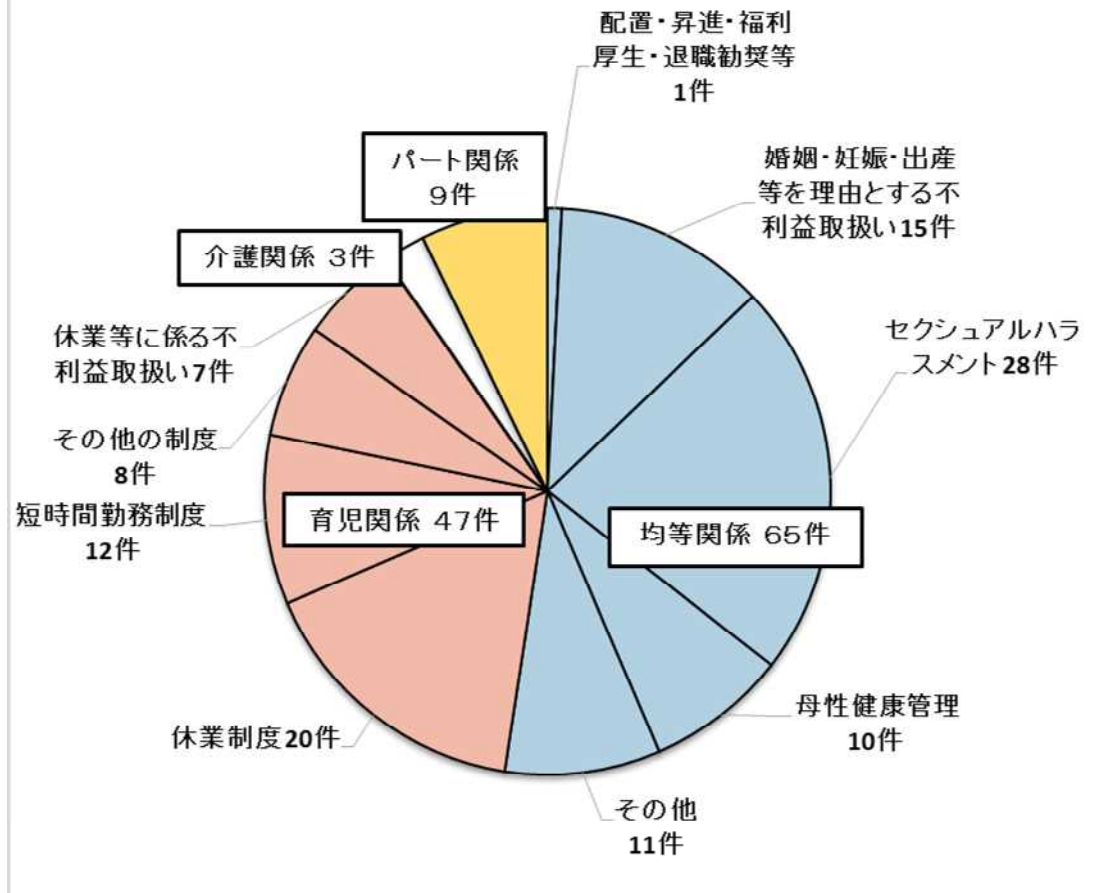
【図1】 相談件数の推移
 (男女雇用機会均等、育児・介護休業、
 パートタイム労働)



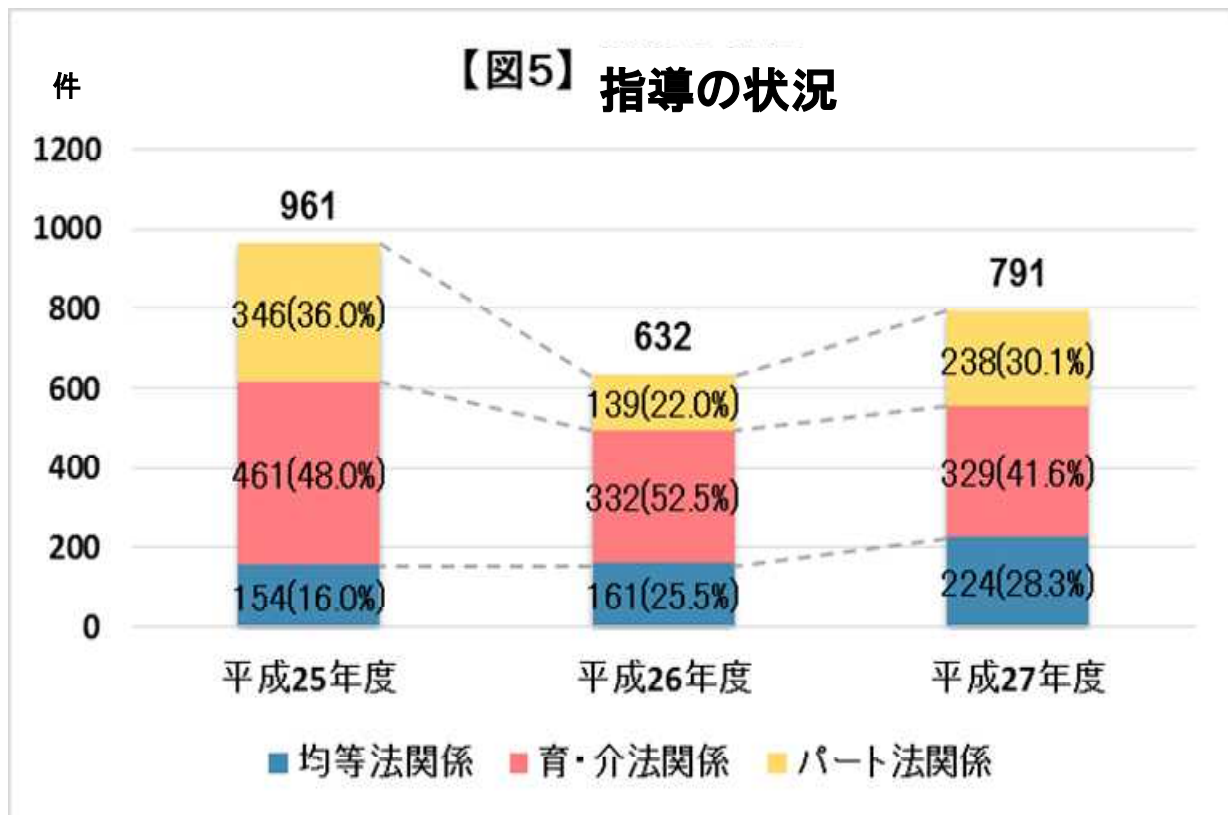
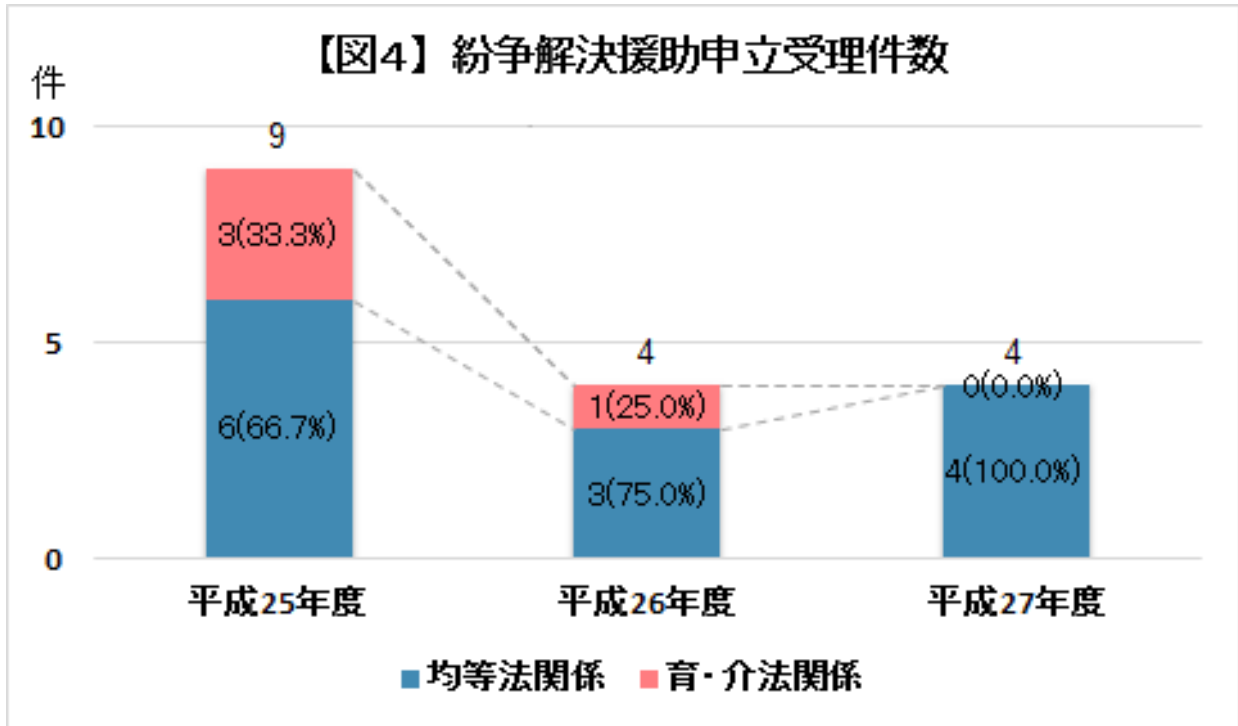
【図2】 相談者の内訳
 (労働者、事業主、その他)



【図3】 労働者からの相談内容



均等関係	65 件	} 合計 124 件
育児関係	47 件	
介護関係	3 件	
パート関係	9 件	



雇用均等室で取扱った相談、紛争解決の援助、指導の状況

1 相談の状況

- ◆ 雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は、824件。前年度より284件、25.6%減少した。 (図1)
- ◆ 各法の内訳は、男女雇用機会均等法(全相談に占める割合27.3%)及びパートタイム労働(同10.4%)に関する相談は減少したが、育児・介護休業法(同62.3%)に関する相談件数は前年度より36件、7.5%増加した。
- ◆ 相談者の内訳をみると、事業主からの相談が511件(62.0%)、労働者からの相談が124件(15.0%)。 (図2)
- ◆ 労働者からの相談は、前年度より104件、45.6%減少。
労働者からの相談で最も多いのは『均等関係』65件、中でも、最も多いのが「セクシュアルハラスメント」28件、次いで「婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」15件、「母性健康管理関係」10件であった。
『育児関係』の相談は47件であった。 (図3、表1, 2, 3)
- ◆ 「セクシュアルハラスメント」に関する相談は28件(H26年度16件)で、前年度より12件、75%増加した。
一方、「マタニティハラスメント(妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い)」に関する相談は22件(H26年度43件)で、前年度より21件減少した。

2 紛争解決援助の状況（注1）

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は4件。 （図4、表4）
- ◆ 申立受理内容は、妊娠・出産・育児に関する内容が1件、セクハラに関する内容が3件。

（注1）「紛争解決援助」：労働者と事業主の間の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に係るトラブルについて、公平な第三者として労働局長、労働局内の調停委員（弁護士や大学教授等で構成）が双方の意見を尊重して解決策を提示し、紛争の解決を図る行政サービス。

【援助の事例】

男女雇用機会均等法関係

〔労働者からの申立内容〕

直属の上司からセクハラを受けたことを、所属長に相談したところ、他の事業所に噂が広まった。また、本社の相談窓口で相談したことから、所属長に叱責されるようになり、体調を崩し、退職せざるを得なくなった。会社の不適切な対応について、謝罪と慰謝料及び均等法に沿ったセクシュアルハラスメント対策の措置を講じるよう求めたい。

〔事業主からの事情聴取により判明したこと〕

社内におけるセクシュアルハラスメント対策が不十分であり、特に、事業所長のセクシュアルハラスメント対策（プライバシー保護・不利益取扱いの禁止等）についての理解が不足していた。

〔労働局長の助言・指導の内容〕

あらためて、均等法に沿ったセクハラ対策の措置を講じること。特に、管理職クラスに対し、セクシュアルハラスメント対策に関する理解を深める研修等を実施すること。

また、会社の対応に問題があったことを踏まえ、解決策を検討するよう助言した。

〔結果〕

会社は、セクシュアルハラスメントに対する会社の方針を明確にし、全社員に周知徹底した。併せて、就業規則及び規程の整備、罰則の強化、相談苦情の対応方法の明確化を行い、管理職クラスに対する研修を実施した。

また、助言内容を踏まえ、申立者に謝罪し、解決金を支払うことで合意した。

3 指導の状況（注2）

- ◆ 224 事業所を対象に報告徴収を実施。
- ◆ うち 204 事業所（91.1%）に対して 791 件の指導を行った。（図5、表5、6、7）
- ◆ 指導を受けた事業所のうち約 9 割が年度内に是正済み。

◆ 各法の指導の状況

【男女雇用機会均等法第 29 条に基づく報告徴収】

- ① 対象 123 事業所 違反事業所 72 事業所（58.5%）に対し 224 件の指導（前年度 161 件）。
- ② 指導内容は、「セクシュアルハラスメント対策の不備」が 75.9%を占めた。
なお、妊娠に係る不利益取扱いに関する指導を 1 件行った。

【育児・介護休業法第 56 条に基づく報告徴収】

- ① 対象 91 事業所 違反事業所 83 事業所（91.2%）に対し 329 件の指導（前年度 332 件）。
- ② 指導内容は、「3 歳未満育児短時間勤務制度」が 42 件（12.8%）と最も多く、次いで「育児休業」31 件（9.4%）、「育児のための時間外労働の制限」、「介護のための短時間勤務制度」がそれぞれ 29 件（8.8%）で、規定整備等に関するものが多い。
なお、育児休業に係る権利侵害及び不利益取扱いに関する指導を 3 件行った。

【パートタイム労働法第 18 条に基づく報告徴収】

- ① 対象 116 事業所 違反事業所 98 事業所（84.5%）に対し 238 件の指導（前年度 139 件）。
- ② 指導内容は、「労働条件の文書交付等」が 83 件（34.9%）と最も多く、次いで「通常の労働者への転換」が 52 件（21.8%）となっている。

（注2）「指導」：男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づき、労働局長は法の施行に関して必要な雇用管理の状況について実態を把握（報告徴収）し、事業主に対して、助言、指導、勧告を行うことができる旨が定められている。

【指導の事例】

育児・介護休業法関係

〔労働者からの相談内容〕

会社に育児休業取得の意向を伝えたら、「育児休業取得者に期間雇用者を含んでおらず、取得できない。休業が必要なら契約を途中で打ち切る。」と言われた。育児休業を取得し、継続勤務したい。

〔事業主の主張〕

期間雇用者の育児休業は規定していないので取れない。期間雇用者の育児休業の取得の可否は事業主の任意によるものであると考えていた。

〔労働局長の助言・指導の内容〕

相談者は、育児休業を取得できる対象者であるため、法に沿って育児休業を取得させるよう助言した。

〔結果〕

会社は、相談者に育児休業を取得させ、期間雇用者に係る育児休業の規定を整備した。

【各法の相談内容別件数の推移】

(件、)内は%

表1 男女雇用機会均等法

事項	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	総数	うち労働者	総数	うち労働者	総数	うち労働者
募集・採用	40 (17.4)	0 (0)	30 (11.5)	1 (1.2)	38 (16.9)	0 (0)
配置・昇進・福利厚生・退職勧奨等	23 (10)	2 (3.2)	7 (2.7)	4 (4.8)	4 (1.8)	1 (1.5)
間接差別	6 (2.6)	0 (0)	7 (2.7)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)
婚姻・妊娠・出産等不利益取扱い	47 (20.4)	25 (40.3)	49 (18.8)	28 (33.3)	32 (14.2)	15 (23.1)
セクシュアルハラスメント	41 (17.8)	16 (25.8)	53 (20.4)	16 (19)	37 (16.4)	28 (43.1)
母性健康管理	25 (10.9)	10 (16.1)	50 (19.2)	23 (27.4)	32 (14.2)	10 (15.4)
ポジティブ・アクション	23 (10)	0 (0)	23 (8.8)	0 (0)	44 (19.6)	0 (0)
その他	25 (10.9)	9 (14.5)	41 (15.8)	12 (14.3)	37 (16.4)	11 (16.9)
合計	230 (100)	62 (100)	260 (100)	84 (100)	225 (100)	65 (100)

表2 育児・介護休業法

事項	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	総数	うち労働者	総数	うち労働者	総数	うち労働者
育児関係						
休業制度	116 (28.8)	41 (41.4)	131 (36.9)	53 (49.5)	114 (31.1)	20 (42.6)
時間外労働の制限の制度	20 (5)	2 (2)	11 (3.1)	0 (0)	27 (7.4)	1 (2.1)
深夜業の制限の制度	14 (3.5)	1 (1)	12 (3.4)	1 (0.9)	27 (7.4)	1 (2.1)
3歳未満短時間勤務制度(法23条)	88 (21.8)	18 (18.2)	66 (18.6)	19 (17.8)	75 (20.5)	12 (25.5)
所定外労働時間の制限の制度	27 (6.7)	5 (5.1)	14 (3.9)	4 (3.7)	27 (7.4)	2 (4.3)
小学校就学前短時間勤務等措置(法24条)	24 (6)	2 (2)	18 (5.1)	0 (0)	16 (4.4)	1 (2.1)
看護休暇制度	48 (11.9)	13 (13.1)	28 (7.9)	4 (3.7)	46 (12.6)	3 (6.4)
休業等に係る不利益取扱い	13 (3.2)	8 (8.1)	19 (5.4)	15 (14)	9 (2.5)	7 (14.9)
労働者の配置に関する配慮	1 (0.2)	0 (0)	2 (0.6)	2 (1.9)	0 (0)	0 (0)
休業期間の通知	12 (3)	1 (1)	8 (2.3)	1 (0.9)	16 (4.4)	0 (0)
その他	40 (9.9)	8 (8.1)	46 (13)	8 (7.5)	9 (2.5)	0 (0)
小計	403 (100)	99 (100)	355 (100)	107 (100)	366 (100)	47 (100)
介護関係						
休業制度	40 (26.1)	7 (38.9)	31 (25.6)	2 (33.3)	32 (21.8)	2 (66.7)
時間外労働の制限の制度	13 (8.5)	1 (5.6)	8 (6.6)	0 (0)	21 (14.3)	0 (0)
深夜業の制限の制度	10 (6.5)	1 (5.6)	10 (8.3)	1 (16.7)	19 (12.9)	0 (0)
短時間勤務制度等の措置(法23条)	21 (13.7)	3 (16.7)	26 (21.5)	1 (16.7)	28 (19)	0 (0)
家族介護支援措置(法24条)	7 (4.6)	0 (0)	6 (5)	0 (0)	5 (3.4)	0 (0)
介護休暇制度	40 (26.1)	5 (27.8)	22 (18.2)	1 (16.7)	28 (19)	1 (33.3)
休業等に係る不利益取扱い	0 (0)	0 (0)	1 (0.8)	1 (16.7)	1 (0.7)	0 (0)
労働者の配置に関する配慮	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
休業期間の通知	7 (4.6)	0 (0)	2 (1.7)	0 (0)	10 (6.8)	0 (0)
その他	15 (9.8)	1 (5.6)	15 (12.4)	0 (0)	3 (2)	0 (0)
小計	153 (100)	18 (100)	121 (100)	6 (100)	147 (100)	3 (100)
職業家庭両立推進者	0	0	1	0	0	0
合計	556	117	477	113	513	50

表3 パートタイム労働法

事項	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	総数	うち労働者	総数	うち労働者	総数	うち労働者
労働条件の文書交付等	5 (13.2)	1 (50)	31 (8.4)	7 (22.6)	15 (17.4)	1 (11.1)
就業規則の作成手続	2 (5.3)	0 (0)	1 (0.3)	0 (0)	1 (1.2)	0 (0)
差別的取扱いの禁止	3 (7.9)	0 (0)	27 (7.3)	2 (6.5)	9 (10.5)	1 (11.1)
賃金	3 (7.9)	0 (0)	43 (11.6)	4 (12.9)	8 (9.3)	1 (11.1)
教育訓練	1 (2.6)	0 (0)	3 (0.8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福利厚生施設	1 (2.6)	0 (0)	3 (0.8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
通常の労働者への転換	8 (21.1)	0 (0)	16 (4.3)	1 (3.2)	6 (7)	1 (11.1)
措置内容の説明	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (10.5)	1 (11.1)
待遇に関する説明	0 (0)	0 (0)	7 (1.9)	2 (6.5)	6 (7)	2 (22.2)
相談体制の整備	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (16.3)	2 (22.2)
指針関係	4 (10.5)	0 (0)	18 (4.9)	5 (16.1)	7 (8.1)	0 (0)
短時間雇用管理者	0 (0)	0 (0)	1 (0.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	11 (28.9)	1 (50)	221 (59.6)	10 (32.3)	11 (12.8)	0 (0)
合計	38 (100)	2 (100)	371 (100)	31 (100)	86 (100)	9 (100)

表4 紛争解決援助の内容別件数の推移

事項		平成25年度	平成26年度	平成27年度
均等関係	配置	0	0	0
	昇進	0	0	0
	婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	3	2	1
	セクシュアルハラスメント	2	1	3
	母性健康管理	1	0	0
	小計	6	3	4
育児関係	労働者の配置	0	1	0
	期間雇用者の育児休業	1	0	0
	休業に係る不利益取扱い	1	0	0
	育児休業	1	0	0
	小計	3	1	0
合計		9	4	4

【各法の指導の内訳の推移】

(件、()内は%)

表5 男女雇用機会均等法関係

事項	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
募集・採用	1	1	0	(0)
配置・昇進・教育訓練等	0	0	0	(0)
間接差別	0	0	0	(0)
婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	2	0	1	(0.4)
セクシュアルハラスメント	116	114	170	(75.9)
母性健康管理	35	46	53	(23.7)
合計	154	161	224	(100)

表6 育児・介護休業法関係

事項		平成25年度	平成26年度	平成27年度	
育児関係	休業制度	35	22	31	(9.4)
	子の看護休暇	41	22	25	(7.6)
	所定外労働の制限	31	22	7	(2.1)
	時間外労働の制限の制度	37	21	29	(8.8)
	深夜業の制限の制度	3	5	3	(0.9)
	短時間勤務制度等の措置(法23条)	30	27	42	(12.8)
	休業等に係る不利益取扱い	0	0	1	(0.3)
小計	177	119	138		
介護関係	休業制度	8	8	11	(3.3)
	介護休暇	33	22	8	(2.4)
	時間外労働の制限の制度	10	9	11	(3.3)
	深夜業の制限の制度	3	4	2	(0.6)
	短時間勤務制度等の措置(法23条)	9	17	29	(8.8)
小計	63	60	61		
その他(小学校就学前短時間勤務等措置、家族介護支援措置、休業期間等の通知、職業家庭両立推進者)		221	153	130	(39.5)
合計		461	332	329	(100)

表7 パートタイム労働法関係

事項	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
労働条件の文書交付等	60	16	83	(34.9)
就業規則の作成手続	57	35	7	(2.9)
差別的取扱いの禁止	0	0	0	(0)
賃金	62	17	16	(6.7)
教育訓練	1	1	0	(0)
通常の労働者への転換	84	29	52	(21.8)
措置内容の説明・待遇に関する説明	0	0	37	(15.5)
相談体制の整備			11	(4.6)
指針関係	49	27	7	(2.9)
短時間雇用管理者	33	14	25	(10.5)
合計	346	139	238	(100)